

○別添資料1 (HSEでのインタビューの記録)

回答者 ①Kate Haire,
Head of Growth and Business Unit
(成長及びビジネス部門・部門長)
Strategic Interventions Division
(戦略的介入部)
Cross-Cutting Interventions Directorate (CCID)
(横断的介入管理者)

②Rachel Grant,
Head of Proportionate Risk
(リスク対応部門・部門長)
Strategic Interventions Division
(戦略的介入部)
Cross-Cutting Interventions Directorate (CCID)
(横断的介入管理者)

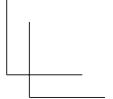
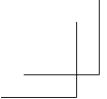
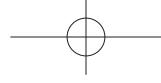
質問者 Takenori Mishiba (三柴 丈典)

日時 2014年9月5日 14:00~16:00
場所 HSE 本部,
5S.1.72 Redgrave Court, Merton Road, Bootle, Merseyside L20 7HS

1) Have legal system under HSWA worked effectively on the whole ?
How about its effectiveness to small sized companies?
(HSWA (イギリス労働安全衛生法)に基づく法的システムは、総じて有効に機能してきたでしょうか?
中小企業への有効性はどうだったでしょうか?)

【回答】

今年はちょうどHSWAの施行40周年に当たり、慎重に見直しを行っているが、専門家は非常に効果的だったと評している。過去5年間にわたり、外部のレビューも行ってきた。その他3年に1度の定期的レビューもあるが、総じて、安全衛生に関する規制の有効



性は、ゴールを設定し、そこへの過程をフレキシブルにすることで実現されると指摘されてきた。

H S W A の中で重要な原則は、特定の行為、対象ではなく、ゴールを設定することにある。個別の主体の採用するやり方を尊重することが重要。基本原則は、「リスクを作る人こそがそれを管理する上で最善の位置にいる」という点にある。

その際、最も重要なことは、リスクの排除ではなく、できる限り最小化することである。この点は E C の規制とも合致する。

H S W A ができたから労災（職業病は含まない）による死亡率が 7 割 5 分減少しているが、ここにアスベストによる中皮腫などの職業病は含まれない。

2) Did EC Framework Directive(89/391EEC) change legal system under HSWA ? If that is so, how was it changed?

(8 9 年の EC の枠組み指令は、HSWA に基づく法的システムを変化させたでしょうか？仮にそうである場合、どの点が変化させられたでしょうか？)

【回答】

Y E S。

枠組み指令は、全体的に H S W A より「～すべき」という命令的な書き方がされている。

当初、E C 枠組み指令が悪影響を与えるのではないかという懸念があったが、実際には生じなかった。我々は E C 指令の国内法化の要請を受け、92年管理規則と H S W A の 2 つを活用している。

同指令による最も大きな変化は、リスク調査を書面で行わなければならなくなった点にある。もっとも、書面の作成を気にするあまり、リスク管理の本来目的に目がいかない、という問題が生じるようになった。

3) Have risk management system under HSWA worked effectively on the whole?

How about its effectiveness to small sized companies?

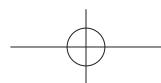
(HSWA の下のリスク管理システムは、総じて有効に機能したでしょうか？中小企業への有効性はどうだったでしょうか？)

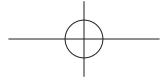
【回答】

Y E S。

特に SME (中小企業) には、安全衛生は自分たちでも達成できるということを理解させる必要があるが、リスク管理システムは、その点で寄与したと考えている。

たとえ安全衛生やリスク管理の必要性は認識できても、実際にどうやるかが分からぬ SME が多い。多くの SME が有償でコンサルタントに委託しているが、本来は自分たち





でもできる。

HSEには中小企業に特化したガイダンスがある。いかにリスク管理するかを書いており、書き方自体も彼らに分かるようになっている。ツールブックスも具体的方法を示すのに役立っている。15の項目で、どんな問題があり、どう考えるべきかを書いている。具体的な事例と対応法も記載している。より詳しく知りたいことがあれば、HSEのどこにアクセスすべきかも書かれている。「H&S・ABC」を参照すれば、具体的な対応法を知ることができる。全て無料であり、事業者側からも、分かり易いし実効性もあがるなど、良い評価が帰って来ている。

また、「HSE Made Simple」というガイダンスもあり、これには10の事柄が書かれている。ここでは、リスク管理にとどまらず、事業そのものに関わる広範な話題を取り扱われている。

HSEは、従前より、リスク管理や安全衛生は雇用・売上などの事業の一部であると言つて来ている。

4) How about relationship between health and safety rules which specify a certain goal to be achieved but do not specify how to achieve it (rules A) and rules which specify how to do it but do not specify a specific goal to be achieved (rules B)?

For example, if a certain employer accomplished a certain low concentration of organic solvent in his original way, then he still is obliged to set local exhaust ventilation or something like that?

(達成されるべき目標を特定するが、その達成方法を特定しない規定（ルールA）と、目標の達成手段を特定するが、達成されるべき目標を特定しない規定（ルールB）の関係はどうなっているでしょうか？)

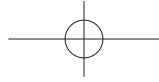
たとえば、仮にある雇用者が独自の方法で有機溶剤の濃度を一定レベル以下に抑えることができていた場合、それでもなお、局所排気装置などの設置を義務づけられるでしょうか？)

【回答】

そもそもローベンス報告自体が原則としてゴール設定こそが重要だとの原則を立て、HSWAもそれに倣った経緯があり、全てについてそれが徹底されるのが理想的ではあるが、特に危険性が高いもの、化学物質などでは過程（手法）の規制がなされる傾向がある。

法律ではゴールや基本原則を決め、ガイドラインで細かいところを示す方策がベターだが、EC指令では規制自体がこと細かになってしまっている。

安全と衛生の区分で考えると、衛生の騒音ではデシベル規制ができるが、安全では圧力面などについて、仕様基準を設定すべきことになる。よって問題の性格による面もある。



5) How about the Quantitative ratio between rules A and B on the whole? Does HSWA make much account of rules A?

(ルールAとルールBのおおまかな量的割合はいかがでしょうか？HSWAは、ルールAを重視していますか？)

【回答】

(回答者レイチェルの持つ) イメージとしては、

7 (ゴール設定方式) : 3 (仕様基準方式)

イギリスの安全衛生規制では、個別の規則に独自に罰則が付されているため、送検の際には、仮に特定の規則があればHSWAではなくそれを使う。たとえば騒音でもそう。HSWAには一般的な規定しかなく、個別的な問題について違反を明らかにするためには個別の規則を使うことが原則になる。

実際の送検ではいろいろなやり方が使われる。HSWA（一般原則規定）と特定の規則の組み合わせによる方法もあるし、いずれかに拘る場合もある。

6) How is ACOP -Approved Code of Practice- recognized by officers and inspectors related to HSWA actually?

Like legal regulations or like guidance literally?

(行為準則は、実際には、HSWAの執行にあたる行政官や査察官にどのように認識されているでしょうか？

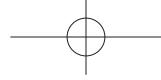
法的規定のように認識されているか、文字通りガイダンスのように認識されているか、いずれでしょうか？)

【回答】

非常に重要なことで、これは52あり、ちょうど最近レビューを行ったところ。必要なものについては修正が加えられた。検査官と使用者の双方にとって重要なのは、コンプライアンスの具体的方法（何をすればよいか）である。ACOPのようなガイダンスも裁判で参照される。

実際、ACOPは規則に近い性格を持つと言われ、そういう見られ方をされて来たことは事実。Regulator（：規制を実施する者）側からすると、ACOPはゴールに到達する最善ルート。調査をベースにしたもの、産業界のガイダンスとか、ベスト・プラクティスなどが書かれている。

現実的に、それを逸脱しても規定のゴールに到達できるのは、相当スペックの高い事業



者に限られるだろう。

7) How do inspectors decide a certain case illegal as to risk management standards like 1999 Health and Safety Management Regulation?

If a certain employer did not comply with an ACOP or its guidance note as to risk management standards and did not take another effective action to achieve the goal, will he be deemed illegal?

(査察官は、あるケースが 99 年の安全衛生管理規則のようなリスク管理基準に違反するか否かの判断をどのように行うのでしょうか？

ある雇用者がリスク管理基準に関する行為準則やそのガイダンス・ノートに反し、その目標を達成するために有効なその他の措置も講じない場合に違法とみなされるのでしょうか？)

【回答】

回答はほぼ 6 と同じ。ACOP の遵守状況などをみて、ゴールを達成していないところには罰則を適用することになる。

ただ、場合を 2 つに分けておく必要がある。第 1 は、災害が生じる前に改善通告する場合であり、第 2 は既に災害が起こってしまった場合。前者では、改善通告を出しても改善されない場合に限って送検されるが、既に災害が起きた場合にはすぐに送検となる。

検査官がゴールの遵守状況と過程に関する ACOP の遵守状況のどちらを先に検査（チェック）するかは、ケース・バイ・ケース。詳しくは検査官に尋ねてみないと分からないが、基本的には見出された証拠から遡って必要な事柄について調べていくことになる。

8) Do you have any system which give employers who made good health and safety practice special merits such as exemption from inspection, payment of labor insurance premiums or publication to public?

If that is so, how do you decide a good company?

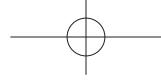
(イギリスには、良好な安全衛生を達成している雇用者に対して、査察の免除、労働保険の免除、組織名の公表などの特別なメリットを提供する制度はあるでしょうか？)

【回答】

NO。

法令順守自体に、契約の増加、経費の削減などさまざまな恩恵があり、反対に、実際に送検されると公表される仕組みとなっているため、その必要がない。

ただし、民間機関である Institutional Occupational Safety and Health などが、安全衛生プラクティスの良好な組織を独自に褒賞している。



9) How many inspectors engaged in compliance of HSWA are there in U.K. as a whole?
(イギリスには、HSWAの遵守に従事する査察官は、合計何名いるでしょうか?)

【回答】

13／14年の報告書では、1059名のフロントライン検査官（送検権限を持つ）、111名（送検権限を持つ）の分野ごと（＊クレーン、ボイラなど【三柴注】）の専門性を持つ行政官がいる。前者は規制的役割を担い、後者は政策的役割を担い、主にアドバイスなどを職務の基本としている。

これに加え、財務・人事・総務等の職務に当たる政策サイドの人員がHSE内に300名ほどいる。

今回インタビューに応じている2名は、双方とも政策サイドの人間である。

地方自治体にも検査官が存在し、消防、建築、労働安全衛生などを司っている。店舗専門などの管掌の切り口（区分）もある。

彼らは、全く同じ権限を持っているので、HSEから「こうしてくれ・ああしてくれ」とは言えない。発行するガイダンスを通じてアドバイスをするのがせいぜい。400もの自治体の数があるので、それすらもかなり難しいのが実態。

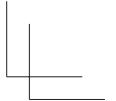
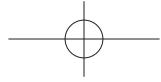
そもそも、HSEと地方自治体の管轄はさほど重複していない。HSEはリスクの高いところをみているが、地方自治体はそうでもない。政府としても、両者が重複しないように注意を払っている。

10) What kinds of qualification and training is needed to become an inspector?
(査察官になるためには、どのような資格や教育訓練が必要でしょうか?)

【回答】

大卒（専攻は問われない）が最低基準だが、先ずはHSEの職員になって（この際、紙面によるテストとインタビューなどによるのが一般的。この際、必ずしも安全衛生の専門知識は確認されず、一般的な知識や資質を確認するものが多い）、2年間の規制された教育訓練プログラムを内部で受けて、ディプロマをとる。もっとも、研修者側に立つような者には別のスクリーニングが行われる。

2年の研修期間の間に試験があるし、最終試験もあるが、最初から厳しいペーパー試験を課すことはない。



11) How often is the inspection in average?

Is there any difference between the cases in big sized companies and the ones in small sized companies?

(査察の頻度は平均でどの程度でしょうか？)

大企業と中小企業で違いはあるでしょうか？)

【回答】

企業規模の大小による違いはない。

実際に、490万もの企業があるので、優先順位づけも困難。もっとも、リスク・レーティングは行っており、結果的に、廃棄リサイクル事業や中小企業などに査察の中心が置かれ易い傾向はある。

12) Are there many cases where no accident has happened actually but are prosecuted for violation of HSWA?

(HSWA の下での事前送検は多くあるでしょうか？)

【回答】

この問い合わせへの答えは「ない」。

理論的には可能だが、事前送検がどの程度生じているかは分からない。

改善通告は、建設業、機械関係事業などでよく出されているが、それを受け改善行動をとる企業が多いこと、従わなければ事業停止命令を受ける可能性があることなどもあり、なかなか（事前）送検には至らない。

13) Can we say that administrative official, especially HSE official and inspector have actual power in making and applicating rules related to Health and Safety in workplace on the whole?

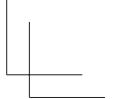
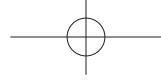
(特に HSE の官吏や査察官のような行政官は、総じて、労働安全衛生に関するルールの形成と適用に実質的な権限を持っているといえるでしょうか？)

【回答】

起案は政府側が行う。よって、政策を実現するためには、何より政府（管轄官庁であるDWPを筆頭に、政府全体）をパスせねばならない。

良い政策を練るには、検査官からよく意見を聞く必要があり、実際にそうしている。

なお、政府の方から提案があって、HSEで草案を練ることもある。また、草案が議会に行ってもそこで議論され、突き返されることもある。特に専門性が高い事柄であれば、我々の意見が取り入れら易いが、そうでない場合、議論が大きくなる傾向にある。また、



労使の代表とも利益調整を行わねばならない。

もっとも、安全衛生政策の執行上重要な意味を持つA C O Pについては、その策定に際して雇用年金大臣や労使などとの調整が要るもの、H S Eが実質的な起案権限を持っている。

14) What kinds of Health and Safety experts are committing to small sized companies actually?

Do they have legal –civil and/or criminal- responsibilities in case of accident?

(中小企業の支援には、どのような専門家が当たっているでしょうか？

その活動に関連して労災が生じた場合、彼らは法的－民事上／刑事上－責任を負うでしょうか？)

【回答】

Occupational Health and Safety Register という主に中小企業向けの仕組みがあり、2000名ほどのコンサルタントが登録されている。

これは、政府が提案し、H S Eが支援し、民間企業に委託して運営されている。

コンサルタントは、法的に適正な業務を遂行する責任を負っており、それを怠れば、送検もなされ得る。登録を外されたり、各職業団体のメンバーから外されることもある。

使用者側も適任者を選ぶ責任があり、H S Eは、その方法についてアドバイスを出している。